

北杜市地域公共交通計画

概要版

令和5年3月

北杜市

1 地域公共交通計画策定の背景と目的

背景

- 本市では平成16年及び平成18年の合併以降、旧町村の路線バスを引き継ぎ、市民バスの運行を開始しました。しかし、小さい集落が広く分散しており交通空白地が多い、移住等で新たにできた集落へ対応できていない等、多くの課題を抱えていました。
- そのような中で、「北杜市地域公共交通網形成計画（平成30年度～令和4年度）」（以下、前計画）を契機として協働による公共交通づくりが始まりました。山梨県で最も広い面積を有する本市の特徴に対応するため、4つのエリアを設定、それぞれに運営委員会が組織され、エリア別に市民の移動実態や公共交通を使った移動ニーズを踏まえながら、公共交通体系が再編されて、令和2年度から運行されています。
- 奇しくもコロナ禍と重なり、移動そのものが減少するという公共交通にとって向かい風の状況が続く中、新たな公共交通体系の利用は着実に伸びており、協働による公共交通づくりは一定の成果を得ているといえます（この間の協働による公共交通づくりの取り組みが評価され、令和4年度関東運輸局地域交通優良団体にも選定されています）。
- 一方で、今後さらに人口減少などが進むことにより、本市の公共交通を取り巻く環境は、長期的に厳しいものになっていくと予想されます。協働による公共交通づくりをさらに推進しながら、これまで以上に的確な運行改善や利用促進に取り組んでいくことで、より便利で使いやすく、持続可能な公共交通を実現していくことが重要です。
- このような中、国は令和2年に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正し、地域がより主体的に公共交通を見直し、それを「地域公共交通計画」としてとりまとめることを求めています。

目的

- 市民・行政・交通事業者等が取り組んでいく公共交通施策の方向性を示すことを目的としています。

2 計画の基本事項

(1) 計画の区域

- 本計画の区域は、本市全域とします。
- ただし、市民の移動実態等を踏まえ、区域外との間の移動についても、関係自治体や交通事業者等と連携して移動を確保していくものとします。

(2) 計画の期間

- 本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

(3) 本計画が対象とするモード（輸送機関）

- 本計画で対象とするモード（輸送機関）は、鉄道、バス等だけに限定せず、活用できるあらゆる輸送機関を総合的に活用し、必要な移動を確保していくことを目指します。なお、本計画において公共交通とは、「乗合での移動（幹線・支線）」、すなわち、鉄道、路線バス、小型路線バス、デマンドバスを指します。

分類	モード（輸送機関）
エリアをまたぐ乗合での移動（幹線）	●鉄道 エリア間の移動及び市外への移動を担います。 ※輸送力があり定時性にも優れているため、公共交通体系の軸と位置づけます。 ●路線バス 【交通事業者運行路線、市運行路線】 エリアをまたぐ移動（市外への移動を含む）を担います。
エリア内の乗合での移動（支線）	●小型路線バス エリア内の移動を担います。路線バスと同じく定時定路線で運行しますが、定員10人前後の小型車両を活用し、エリアを巡回します。 ●デマンドバス エリア内の移動を担います。予約型のバスで、定員10人前後の小型車両を活用し、エリアを巡回します。
公共交通へアクセスするための移動	●徒歩・自転車・自家用車・家族送迎 鉄道駅やバス停・デマンドバス乗り場までの移動を担います。
個別の移動	●タクシー 乗合交通では対応できない移動需要に対し、個別に対応します。
特定の目的に特化した移動	●特定の目的を持つ人に特化した移動手段 【病院バス、スクールバス、福祉有償運送 等】 公共交通としては位置づけられませんが、地域にある交通資源として、混乗化などの活用を検討します。加えて、これらの移動手段の利用者を公共交通利用に転換させることで、公共交通の利用者の増加や全体的な移動手段の効率化につなげます。

3 本市の公共交通が目指す姿

●本計画では、

市民一人ひとりが愛着を持ち、積極的に利用することで、暮らしに必要な公共交通が持続していく北杜

を目指します。

4 公共交通の活性化に向けた取り組みの方針

【方針1】公共交通を必要としている人をターゲットとする

●市民の多くは自家用車等によって移動しており、かつ、公共交通への転換意向も低いため、公共交通は、交通不便者にターゲットを絞って移動を確保します。交通不便者は高齢者と高校生に多く、高齢者については通院・買い物を基本とし、高校生については通学の移動需要に対応します。その他の移動需要（通勤・観光・休日の市民の移動）については、以下の対応方針に沿いながら、必要に応じて運行の見直しや利用環境の向上を検討します。なお、市民のうち、自力での移動が困難な人については、福祉分野のサービスと連携して対応します。また、本市の公共交通は、観光客等の来訪者も利用できるものとしします。

【方針2】幹線と支線を組み合わせた公共交通体系を育て、利便性を向上させる

●本市は、広い範囲に居住地が分布しており、複数の生活圏が存在します。このため、他自治体と比べ、公共交通ですべての居住地をカバーすることが難しいという特徴があります。そこで、幹線と支線を組み合わせた階層的な公共交通体系を維持することで、できるだけ多くの居住地を公共交通がカバーできるようにします。また、継続的に改善を行うことで、公共交通体系をより便利になるよう育てていきます。

【方針3】エリア（生活圏）を単位に公共交通を維持・改善する

●移動需要の特徴をみると、本市は4つのエリアに分けられます。公共交通の維持・改善は、この4つのエリアを単位として検討するものとしします。

【方針4】エリア別の改善検討は運営委員会が中心に行い、協議会はこれを確認・承認する

●エリアの移動需要は、幹線と支線を組み合わせて応えていくことが求められます。そのため、エリアの公共交通の改善は、幹線と支線を合わせて検討する必要があります。そのため、エリア別の運営委員会は自エリアの支線の運行計画を見直せる他、自エリアを運行する幹線についても運行計画の見直しを協議会に対して提言できるものとしします。協議会は、限られた予算の中で利用者増が見込めるか、公共交通体系全体のバランスを保つことができるかを確認・調整した上で、幹線の見直し案を承認するものとしします。

【方針5】公共交通体系の維持に必要な予算を確保する

●公共交通維持のために一定の予算を確保するように努めます。本市の財政規模が縮小傾向にある中、自主財源や運賃収入だけでは公共交通関連予算を維持し続けることが難しくなっていくことが予想されるため、国の補助事業等を適切に活用します。

【方針6】公共交通に関わるすべての人が協力して、利用促進を展開する

●公共交通を持続させるためには、利用を増やすことが重要です。市民、運営委員会、運行事業者、市等がそれぞれにできることで協力しながら、公共交通の利用促進を推進します。

【方針7】目標を設定して、評価・検証を行い、改善する

●限られた予算を適切に使って、できるだけ多くの利用がある状態を目指します。そのためには、エビデンスに基づいた見直しを積み重ねていくことが求められます。路線ごとに、利用者数や1乗車あたりの運行経費等の目標を設定し、毎年、評価・検証を行い、改善につなげていく仕組みを構築します。改善を重ねても利用が増えない路線は運行を見直し、他の路線に予算を振り分けていくこと等を検討するものとしします。

5 目標

(1) 全体目標

種別	分類	指標	実績値	目標値（令和9年度）
利用に関する目標	JR線	① 市内の駅1日あたり乗車人員	1,482人/日 (令和3年度)	1,500人/日
	幹線	② 市民バス（幹線）、民間路線、廃止代替路線の利用者数	119,356人 (令和3年度)	120,000人
	支線	③ 市民バス（支線）の利用者数	12,749人 (令和3年度)	17,000人
収支及び公的負担に関する目標値	全体	① 公共交通に対する公的負担額	1億7,216万円 (令和3年度)	1億7,200万円未満
	幹線	② 1乗車あたりの公的負担額	411円/人 (令和3年度)	410円/人
	支線	③ 1乗車あたりの公的負担額	4,170円/人 (令和3年度)	3,000円/人

6 事業一覧

実施項目	施策	事業
I 公共交通体系の見直し・運行	(1)幹線の見直し・運行	・市民バス(幹線)、民間路線、廃止代替路線の見直し・運行 ・病院バスとの連携の推進
	(2)支線の見直し・運行	・市民バス(支線)の見直し・運行
	(3)来訪者の回遊性向上	・観光路線及びタクシーの運行
II-1 エリア別の利便性向上・利用促進	-	・実施すべき利用促進・利便性向上事業の洗い出し・優先順位づけ・実施（乗り方教室、時刻表の更新、主要目的地の待合環境向上等） ・目的施設との連携イベントづくり
II-2 利用促進（市全体）	(1)公共交通の乗り方の周知・利用の啓発	・出前講座の実施 ・「公共交通を使って移動する日」の実施
	(2)新規利用者の掘り起こし	・高校生向け説明会の実施 ・デマンド紹介特典の企画・実装
	(3)リピート利用の促進	・目的施設との連携イベント等のメルマガ配信 ・市立病院・診療所におけるデマンド予約支援 ・デマンドお帰り便での声かけ
	(4)免許返納者に対する支援	・免許返納者へのインセンティブの付与
II-3 利便性向上（市全体）	(1)公共交通案内の充実	・時刻表等の更新、配布 ・案内板等の整備 ・HPによる情報提供 ・観光客への情報提供
	(2)待合環境の改善	・路線見直しに伴うバス停の新設・更新 ・交通結節点における待合所の整備
	(3)企画乗車券等の発行	・定期券、回数券の発行
	(4)車両の更新	・車両の計画的な更新(利便性の高い車両導入、ラッピングの実施)
	(5)来訪者の乗継環境の向上	・観光拠点や交通結節点におけるタクシー乗り場の整備やシェアサイクルの導入の検討 ・導線、案内の整備
III-1 エリア別の評価・検証、改善	-	・支線の評価・検証、改善 ・エリア内の幹線の評価・検証、改善の提言 ・白州・武川エリアの公共交通のあり方検討の推進
III-2 評価・検証、改善（市全体）	(1)市全体の評価・検証、改善の実施	・評価検証に必要な各種調査 ・評価・検証の実施 ・評価・検証結果を受けた路線の改善
	(2)先進的な手法や技術の導入検討	・他自治体の好事例の研究 ・先進技術に関する情報の収集

(2) 路線別の個別目標

分類	路線	利用者数		1乗車あたりの公的負担額		備考	
		実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和9年度)		
市民バス	南循環線	27,225人	27,300人	712円/人	710円/人	通院・買い物便	
	東西線	6,914人	14,800人	1,044円/人	940円/人		
	北線	7,837人		863円/人			
	西線	8,657人	8,700人	931円/人	930円/人		
	民間路線	清里～長坂線	2,243人	2,300人	1,044円/人	1,040円/人	通学・通勤便
		大泉～長坂線	3,196人	3,200人	863円/人	860円/人	
		横手～日野春線	3,642人	3,700人	931円/人	930円/人	
		白州～日野春線	8,653人	8,700人	1,105円/人	1,100円/人	
増富温泉郷線		34,921人	35,000人	742円/人	740円/人		
廃止代替路線	仁田平線	11,251人	11,400人	1,000円/人	990円/人	市内利用分の推計値 (令和4年度のOD調査から算出した利用比で按分)	
	下教来石線	4,817人	4,900人	4,643円/人	4,560円/人		
明野・須玉	津金百観音線	1,520人	4,000人	4,945円/人	3,600円/人		
	明野ひまわり線	170人					
	黒森江草線	827人					
	若神子新町境之澤線	358人					
高根・長坂・大泉	高根・長坂・大泉デマンド	9,187人	11,000人	2,755円/人	2,300円/人		
小淵沢	小淵沢デマンド	457人	1,000人	14,902円/人	6,800円/人		
白州・武川	白州・武川デマンド	230人	1,000人	29,703円/人	6,800円/人		

実施主体	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
協議会 運営委員会 北中市 交通事業者 交通事業者 観光事業者	※次ページに記載				
運営委員会 北中市	企画 実施	企画 実施	企画 実施	企画 実施	企画 実施
北中市 協議会	出前講座 公共交通の日	出前講座 公共交通の日	出前講座 公共交通の日	出前講座 公共交通の日	出前講座 公共交通の日
北中市 協議会	高校生への説明会 制度設計	高校生への説明会	高校生への説明会	高校生への説明会	高校生への説明会
北中市 住民 交通事業者 協議会	制度設計	メルマガ配信 市立病院・診療所での予約支援 交通事業者によるお帰り便での声かけ			
北中市 交通事業者 協議会	免許返納者へのインセンティブの付与				
北中市 交通事業者 運営委員会	市のHP等による情報発信				
協議会 運営委員会 北中市 交通事業者	時刻表の更新	時刻表の更新	時刻表の更新	時刻表の更新	時刻表の更新
北中市 交通事業者	検討 整備	検討 整備	検討 整備	検討 整備	検討 整備
北中市 交通事業者	発行				
北中市 交通事業者	必要に応じて更新				
北中市 交通事業者 観光協会	検討			整備	
運営委員会 北中市	エリア別 全体	エリア別 全体	エリア別 全体	エリア別 全体	エリア別 全体
協議会 北中市	評価 協議会	評価 協議会	評価 協議会	評価 協議会	評価 協議会
協議会 運営委員会 北中市	事例研究				

7 見直しの方向性とスケジュール

分類	路線	見直しの方向性	
通院・買い物便	市民バス	南循環線	-
		東西線	●小淵沢の商業施設開店に合わせた見直し ・商業施設まで延伸 ・東西線と北線の循環線化
		北線	
		西線	●主要な目的地まで延伸 ・須玉のオギノ・市役所、長坂の甲陽病院・きららシティへの延伸 ・下教来石線・支線を縮小することで財源確保
	病院バス	塩川病院 甲陽病院 辺見診療所 白州診療所	●病院バスと公共交通の連携の推進 ・デマンド化を検討(通院限定でエリアをまたいだ移動ができる) ・甲陽病院バスで実証実験を行い、他病院への展開を検討
	民間路線	増富温泉郷線	-
		仁田平線	-
	替廃 路止 線代	下教来石線	●西線の充実にに向けたエリアの公共交通の最適化 ・地域でのあり方検討の推進
	共通	-	●デマンドの利便性向上 ・利用者登録の簡略化 ・当日予約への対応 ・エリアの実情に合わせた乗り場の設定
	明野・須玉	津金百観音線	●利用状況をみながら、継続的な見直しを行う ・明野ひまわり線等のデマンド化を検討 ・黒森江草線は、増富温泉郷線への接続方法を検討
		明野ひまわり線	
		黒森江草線	
		若神子新町境之澤線	
	大長高 泉坂根	高根・長坂・大泉 デマンド	-
	小淵沢	小淵沢 デマンド	●利用状況をみながら、継続的な見直しを行う ・商業施設の目的地への組込 ・富士見町方面の移動ニーズの把握と富士見デマンドとの連携強化
	武白 川州	白州・武川 デマンド	●西線の充実にに向けたエリアの公共交通の最適化 ・幹線との接続強化 ・地域でのあり方検討の推進(事業規模の縮小も検討)
通学・通勤便	市民バス	南循環線	-
		清里～長坂線	-
		大泉～長坂線	-
		横手～日野春線	-
		白州～日野春線	●甲陵高校、帝京第三高校へのアクセスを改善する ・日野春駅ではなく長坂駅に接続
	民間路線	増富温泉郷線	-
		仁田平線	-
替廃 路止 線代	下教来石線	●西線の充実にに向けたエリアの公共交通の最適化 ・下教来石線も含めた最適化のための、地域でのあり方検討の推進	

分類	路線	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	
通院・買い物便	市民バス	南循環線	運行継続				
		東西線	運行継続	新形態で運行			
		北線	運行継続	新形態で運行			
		西線	運行継続	新形態で運行			
	病院バス	塩川病院	運行継続		新形態で運行		
		甲陽病院	運行継続		新形態で運行		
		辺見診療所	運行継続		新形態で運行		
		白州診療所	運行継続	新形態で運行			
	民間路線	増富温泉郷線	運行継続				
		仁田平線	運行継続				
	替廃 路線止代	下教来石線	運行継続	新形態で運行			
	明野・須玉	津金百観音線					
		明野ひまわり線	運行継続	新形態で運行			
		黒森江草線		新形態で運行			
		若神子新町境之澤線		新形態で運行			
	大長高 泉坂根	高根・長坂・大泉 デマンド	運行継続				
	沢小 川淵	小淵沢 デマンド	運行継続	新形態で運行			
	武白 川州	白州・武川 デマンド	運行継続	新形態で運行			
	通勤・通学便	市民バス	南循環線	運行継続			
清里～長坂線			運行継続				
大泉～長坂線			運行継続				
横手～日野春線			運行継続				
白州～日野春線			運行継続	新形態で運行			
民間路線		増富温泉郷線	運行継続				
		仁田平線	運行継続				
替廃 路線止代	下教来石線	運行継続	新形態で運行				

8 計画の推進

(1) 各主体の役割

●本計画は、行政・交通事業者・市民等が一丸となって取り組みます。各主体の役割を以下に示します。

主体	役割
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画に沿った事業の実施、予算の確保 ●協議会、運営委員会の事務局 ●観光、福祉、まちづくり等の他分野との連携・調整
交通事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の実際の運行、利用実績データの記録、改善策の提案 ●本計画に沿った利用促進、利便性向上事業の実施 ●利用者への対応の向上
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通の積極的な利用 ●公共交通に関する調査への協力
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●本計画の進捗確認と各主体間の連携・調整 ●本計画に関連するあらゆる施策・事業の自由闊達な検討(予算拡大を含む)
運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●エリアの公共交通の評価・検証、支線の改善、幹線の改善策の提言 ●エリアの公共交通の利用促進、利便性向上策の企画・実行

(2) 公共交通のマネジメントに対する考え方

●公共交通のマネジメントの概要と主な内容を以下に示します。

	中長期的なマネジメント	短期的なマネジメント
目的	本計画全体の成果を評価し 次期計画に反映する	幹線・支線の利用状況等を確認し、 運行の見直し等につなげる
評価主体	協議会	協議会・運営委員会
評価時期	本計画の最終年度	毎年
目標	本計画全体の目標	路線別の個別目標

①中長期的なマネジメントの主な内容

協議会がマネジメントします。

- ・全市的な視点から公共交通体系全体の最適化の検討と施策の導出

②短期的なマネジメントの主な内容

幹線の運行と関連する施策は協議会、支線の運行と関連する施策は運営委員会がマネジメントします。

- ・路線等の改善に向けたモニタリング（利用状況の把握／改善案導出）
- ・利用環境整備・利用促進事業の評価・検証、改善案の導出

発行・編集 : 北杜市

問合せ先 : 北杜市地域公共交通活性化協議会（事務局：北杜市企画部企画課）

住所 : 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1

電話 : 0551-42-1111（代表） FAX : 0551-42-1129

ホームページ : <http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>